

毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第95号）の概要

1. 改正の趣旨

- 毎月勤労統計調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する基幹統計調査のうち、雇用、給与及び労働時間の全国の変動及び都道府県別の変動を明らかにすることを目的とする統計調査であり、毎月勤労統計調査規則（昭和32年労働省令第15号。以下「規則」という。）に基づき、全国調査及び地方調査は毎月、特別調査は毎年実施している。
- 全国調査及び地方調査については、郵送又はオンラインによる報告を行うことを認めているが、オンラインによる報告を行うにあたっては、事業主等があらかじめ事業所名その他必要な事項を記載した書面を厚生労働大臣に届け出る必要があり、この手続が事業主等の負担になっている。
- また、特別調査については、郵送又はオンラインによる報告を行うことを認めていないが、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、当該調査の実施方法を見直す必要が生じている。
- 以上の状況を踏まえ、規則について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- オンラインによる報告を行うにあたり、事業主による事前の厚生労働大臣への届出を不要とする（※）こととする（規則第17条の5の改正）。
  - ※ 令和3年7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、同年7月の最終給与締切日現在）について調査を行うために厚生労働大臣が新たに指定した事業所から届出を不要とすることとし、それまでに指定されていた事業所については、引き続き届出を求めることとする。
- 特別調査についても、天災事変その他やむを得ない理由のため、調査員調査が困難である場合は、郵送又はオンラインによる報告を行うことを認めることとする（規則第16条第4項及び第17条の2第2項の改正）。
- この省令による改正後の規則に基づく毎月勤労統計調査規則の実施のために必要な事務は、この省令の施行前においても行うことができることとするなど、その他所要の措置を講じる。

3. 根拠条項

- 法第56条の2

4. 施行期日等

- 公布日：令和3年5月18日
- 施行期日：令和3年7月1日